

プライバシーマーク審査員登録業務 実施基準



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版とする。	平成 23 年 3 月 1 日
1.1	平成 23 年 4 月 1 日	組織名変更を反映	平成 23 年 4 月 1 日
1.2	2019 年 6 月 27 日	産業標準化法（JIS 法）改正に伴い、用語を修正する。	2019 年 7 月 1 日

目 次

1.	適用範囲	1
2.	定義	1
3.	引用基準	1
4.	プライバシーマーク審査員登録業務	1
5.	一般原則	2
5.1	差別的な業務遂行の禁止	2
5.2	公平性及び客観性の確保	2
5.3	責任	2
5.4	評価基準	2
5.5	評価事項の限定	2
6.	審査員登録業務の実施体制	2
6.1	委員会の設置及び運営	2
6.1.1	委員会の設置	2
6.1.2	委員会の構成	2
6.1.3	委員会の開催	3
6.1.4	委員会での採決	3
6.2	要員の確保	3
6.3	内部規程	3
7.	審査員登録業務の実施及び運用	4
7.1	審査員登録業務に関する事項の公開	4
7.2	申請の受付	4
7.3	申請者の個人情報の取扱い	4
7.4	評価及び登録	4
7.5	適正管理	4
7.5.1	正確性の確保	4
7.5.2	安全管理措置	4
7.5.3	要員の監督	5
7.5.4	外部委託	5
7.5.4.1	外部委託の制限	5
7.5.4.2	委託先の監督	5
7.6	教育	5
7.7	文書の管理	5
7.8	資格の停止、喪失及び剥奪	5
7.9	異議の申出	5
7.10	苦情及び相談	5
7.11	監査、改善及び見直し	6
8.	基準の改正	6

本頁は空白です。

1. 適用範囲

この基準は、プライバシーマーク指定審査員登録機関（以下「審査員登録機関」という。）が、その業務の遂行に関して遵守すべき事項を定める。

2. 定義

この基準で使用する用語は、次に定めるものを除き、「プライバシーマーク制度基本綱領」及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」（以下「JIS」という。）において使用する用語の例による。

2.1 審査員等

プライバシーマーク主任審査員、プライバシーマーク審査員及びプライバシーマーク審査員補の三者をいう。

2.2 審査員登録

審査員等として審査員登録機関に登録することをいう。格上申請など資格の変更に関する登録等もすべて含む。

2.3 登録申請者

審査員登録を申請し、受理された者をいう。

2.4 登録者

審査員等として審査員登録された者をいう。

2.5 登録情報

審査員登録機関が取り扱う登録申請者及び登録者に関する情報をいう。

3. 引用基準

次に掲げる基準は、この基準に引用する限りにおいて、この基準の一部を構成する。

- － プライバシーマーク審査員資格基準

4. プライバシーマーク審査員登録業務

プライバシーマーク審査員登録業務（以下、「審査員登録業務」という。）は、審査員等の資格取得を目指すものが、資格取得要件となる所定の審査能力及び技能（技術力・知識力・個人資質等）を満たすかどうかを審査・評価して、適切と見なされたものに資格を与えるとともに、審査員等の登録管理を行う業務である。

資格を取得した審査員等は、審査員登録されることにより、審査員登録機関のホームページ等で公表される。審査員等の有資格者を公表することにより、プライバシーマーク指定審査機関およびプライバシーマーク指定研修機関は、これらを採用して業務を行うことができる。また、プライバシーマークの付与を取得しようとする事業者や、すでに取得している事業者は、これら有

資格者が識別可能になり、審査が有資格者によって適切に行われることを確認できる。また、有資格者による各種支援業務を受けることも容易にできるようになる。

5. 一般原則

5.1 差別的な業務遂行の禁止

審査員登録機関がその業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。またそれらの運用も差別的に行ってはならない。

5.2 公平性及び客観性の確保

審査員登録機関は、審査員登録業務を実施するにあたって、公平性及び客観性を損なうようなことをしてはならない。

5.3 責任

審査員登録機関は、自らの責任において審査員登録業務を実施しなければならない。

審査員登録機関は、評価の結果に基づいて、十分な証拠がある場合は登録を決定し、十分な証拠がない場合は登録を否認する決定をしなければならない。

5.4 評価基準

審査員登録機関は、「プライバシーマーク審査員資格基準」に基づき、申請者を評価しなければならない。

5.5 評価事項の限定

審査員登録機関は、審査員登録に関わりのない事柄について申請者を評価してはならず、登録申請者への要求、評価及び決定は、当該審査員登録業務の範囲に関係する事項に限定しなければならない。

6. 審査員登録業務の実施体制

6.1 委員会の設置及び運営

6.1.1 委員会の設置

審査員登録機関は、審査員登録業務の実施の公平性及び客観性を確保するため、以下の事項を審議する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、業務を行わせなければならない。審査員登録機関は、委員会の審議結果を最大限尊重しなければならない。

- a) 審査員登録機関の運営に関する方針
- b) 審査員登録の可否
- c) その他審査員登録業務の実施に関し、公平性及び客観性の確保が要求される事項

6.1.2 委員会の構成

審査員登録機関は、委員会がその業務の実施において営業上、財政上及びその他の圧力に影響

されないようにしなければならない。

審査員登録機関は、委員会の委員の過半数を、個人情報の取扱い、プライバシーマーク付与の適格性の審査又は情報セキュリティ監査等について知見を有する外部の者（以下「外部有識者」という。）から選任しなければならない。

委員会の委員長は、委員の互選により選任されなければならない。

委員には任期を定めなければならない。ただし再任することを妨げない。

6.1.3 委員会の開催

審査員登録機関は、定期的に委員会を開催しなければならない。委員会は、外部有識者である委員を含む過半数の委員の出席がなければ成立しない。

6.1.4 委員会での採決

委員会における裁決は多数決によりこれを行う。可否同数の場合は委員長が決する。議案の内容に直接の利害関係を持つ者は、委員会の採決に加わってはならない。

6.2 要員の確保

審査員登録機関は、登録申請者数に応じるに十分な要員を確保しなければならない。

6.3 内部規程

審査員登録機関は、次の事項を含む内部規程を文書化し、かつ、維持しなければならない。内部規程は運営要領に適合していなければならない。

審査員登録機関は、必要に応じて内部規程を改定しなければならない。

- a) 審査員登録業務を実施するための権限及び責任に関する規定
- b) 委員会の設置及び運営に関する規定
- c) 審査員登録業務の実施に関する規定
 - i) 登録申請者の評価及び登録の手順に関すること
 - ii) 資格の喪失、停止及び剥奪に関すること
 - iii) 資格の更新の手順に関すること
- d) 登録情報の取扱いに関する規定
- e) 登録情報の適正管理に関する規定
- f) 審査員登録業務の要員の教育及び監督に関する規定
- g) 外部委託に関する規定
- h) 文書管理に関する規定
- i) 異議申出の取扱いに関する規定
- j) 苦情及び相談への対応に関する規定
- k) 点検、改善及び見直しに関する規定

7 審査員登録業務の実施及び運用

7.1 審査員登録業務に関する事項の公開

審査員登録機関は、以下の事項を書面(電子的方式、磁气的方式など人の知覚によっては認識できない方法で作られる記録を含む。以下同じ。)により公開しなければならない。また、常に最新の状態が保たれるようにしなければならない。

- a) 審査員登録業務に関する説明
- b) 評価及び登録の手順についての情報
- c) 登録申請者が支払うべき費用に関する情報
- d) 登録申請者及び登録者の権利及び義務の記述
- e) 資格の停止、喪失及び剥奪についての規則及び手順に関する情報
- f) 苦情及び相談並びに異議申出の処理手順に関する情報
- g) 審査員登録機関が登録した登録者の名簿

7.2 申請の受付

審査員登録機関は、登録申請者から申請を受けて評価を開始しなければならない。

審査員登録機関は、登録の申請を受けるときに、登録を受けるために必要な情報はすべて提出すること及び提出する情報の一切が事実であることを、登録申請者に誓約させなければならない。

7.3 申請者の個人情報の取扱い

審査員登録機関は、登録申請者に関して直接又は間接に取得する個人情報を JIS に従って取り扱わなければならない。

7.4 評価及び登録

審査員登録機関は、評価及び登録に関する手順を定め、実施し、かつ、維持しなければならない。

審査員登録機関は、登録申請者と直接の利害関係のある者を、当該登録申請者の評価又は登録の手続きに関与させてはならない。

7.5 適正管理

7.5.1 正確性の確保

審査員登録機関は、審査員登録業務の実施に必要な範囲内において、登録情報を、正確、かつ、最新の状態で管理しなければならない。

7.5.2 安全管理措置

審査員登録機関は、登録情報の安全管理のために必要、かつ、適切な措置を講じなければならない。

7.5.3 要員の監督

審査員登録機関は、要員に登録情報を取り扱わせるにあたっては、当該登録情報の安全管理が図られるよう、要員に対し、必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。

7.5.4 外部委託

7.5.4.1 外部委託の制限

審査員登録機関は、審査員登録業務を外部の機関に委託してはならない。ただし、審査員登録業務を実施するにあたっての公平性及び客観性に反しない場合に限り、外部の機関に審査員登録業務の一部を委託することができる。

7.5.4.2 委託先の監督

審査員登録機関は、審査員登録業務の一部を外部の機関に委託する場合は、十分な登録情報の保護水準を満たし、かつ、審査員登録業務の公平性及び客観性を損なわない者を選定して、業務を行わせなければならない。審査員登録機関は契約を締結し、委託を受けた者に対する必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。

7.6 教育

審査員登録機関は、外部有識者たる委員を除く要員に対し、適切な教育を実施しなければならない。審査員登録機関は、それら要員に、審査員登録業務の実施に必要な事項を理解させる手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

7.7 文書の管理

審査員登録機関は、審査員登録業務に関する全ての文書を管理する手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

7.8 資格の停止、喪失及び剥奪

審査員登録機関は、資格の停止、喪失及び剥奪に関する条件を定めるとともにその運用手順を確立し、実施し、かつ維持しなければならない。

7.9 異議の申出

審査員登録機関は、7.8 に関する決定について、登録申請者及び登録者からの異議の申出を受けて、適切、かつ、迅速に取扱う体制及び手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

7.10 苦情及び相談

審査員登録機関は、登録申請者及び登録者からの苦情及び相談を常時受け付けて、適切、かつ、迅速な対応を行う体制及び手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

7.11 監査、改善及び見直し

審査員登録機関は、自らの審査員登録業務が適正に実施されていることを確認するために、定期的に監査し、是正処置及び予防処置を実施する手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

審査員登録機関の長は、定期的に審査員登録業務を見直さなければならない。

8. 基準の改正

この基準の改正は、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、付与機関が行う。

本頁は空白です。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>